

一般財団法人 日本出版クラブ  
定 款

東京都千代田区神田神保町一丁目3番地  
一般財団法人 日本出版クラブ  
TEL 03-5577-1771

# 一般財団法人日本出版クラブ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本出版クラブと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、出版に関する調査研究を行い、出版文化の進歩向上を図るとともに出版界並びにその関係者間の相互理解の円滑化を推進し、もって出版文化の昂揚発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 内外出版に関する調査並びに資料の整備
  - (2) 出版文化昂揚のための研究と推進運動
  - (3) 講演会等の開催
  - (4) 研修機関としての会館の維持経営
  - (5) 出版従業員の研修及び福利厚生
  - (6) 機関誌等の刊行
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、理事会の定めたものについてこの法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときには、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
3. 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収支をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

#### **(事業報告及び決算)**

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

### **第4章 評議員**

#### **(評議員の定数)**

第9条 この法人に評議員30名以上40名以内を置く。

#### **(評議員の選任及び解任)**

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

#### **(評議員の任期)**

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

### 第5章 評議員会

#### (構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第14条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認並びにこれらの附属明細書、財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

#### (決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分または除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第20条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した評議員のうち議長の指名により定める2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

#### (役員を設置)

- 第22条 この法人には次の役員を置く。
- (1) 理事 25名以上35名以内
  - (2) 監事 7名以内
2. 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常任理事、1名を専務理事とする。
  3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常任理事、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合又は欠けた場合は、理事会が定めた順位により副会長が、代表権に関わるもの除き、その職務を代行する。
4. 常任理事は、理事会の決議に基づき、会務の執行を分担する。
5. 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務を分担執行する。
6. 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (責任の免除又は限定)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

#### (外部役員責任限定契約)

第 30 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

## 第 7 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事及び専務理事の選定又は解職

#### (招集)

第 33 条 理事会は会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### (議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

**(決議)**

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

**(決議の省略)**

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

**(報告の省略)**

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 24 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

**(議事録)**

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

**(定款の変更)**

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 10 条についても適用する。

**(解散)**

第 40 条 この法人は、基本財産の滅失による、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

**(剰余金の分配禁止)**

第 41 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

**(残余財産の帰属)**

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第 10 章 維持員

### (維持員)

第 44 条 この法人には維持員を置く。

2. 維持員は、この法人の目的・事業に賛同する個人又は団体とする。
3. 維持員に関し必要な事項は、理事会にて別に定める。

## 第 11 章 事務局

### (事務局)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第 12 章 雑則

### (委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める、特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の会長は野間省伸とする。

4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岡本雅晴

岩崎弘明

溝口明秀  
堀内久美雄  
今村正樹  
山岸忠雄  
安部英行  
風間敬子  
宮原博昭  
若森繁男  
太田博  
土師清次郎  
筑紫恒男  
牛来辰巳  
飯塚尚彦  
北口克彦  
戸塚雄弉  
和田佐知子  
後藤武  
竹内和芳  
波田野健  
鹿谷史明  
國弘晴睦  
千倉成示  
小林敬和  
山口雅己  
柴生田晴四  
岩渕徹  
石井昭  
本郷允彦  
友田満  
伊藤富士男  
表良吉  
諸角裕  
池田和博  
持谷寿夫  
常田寛  
森田猛  
三樹敏